

各関係機関の長  
各病害虫防除員 殿

宮崎県病害虫防除・肥料検査センター所長

平成22年度病害虫発生予察注意報第2号について

平成22年度病害虫発生予察注意報第2号を発表したので送付します。

## 平成22年度病害虫発生予察注意報第2号

平成22年8月19日

宮崎県

病害虫名	キュウリ黄化えそ病
作物名	きゅうり(メロン、すいか、にがうり)
病原名	メロン黄化えそウイルス( <i>Melon yellow spot virus: MYSV</i> )
媒介虫	ミナミキイロアザミウマ

- 1 発生地域 県下全域
- 2 発生時期 露地・雨よけ・ハウス抑制栽培(きゅうり)
- 3 発生量 やや多

### 4 注意報の根拠

平成22年2月に南那珂地域のきゅうりに確認されたのを皮切りに、4月には中部地域で、6月には児湯地域でキュウリ黄化えそ病の発生が確認された。

本県における過去の発生は、いずれも媒介昆虫の圃場外への分散と露地での生存が困難である冬季の施設栽培であったことから、緊急防除事業等に取り組み、各地域で封じ込めを行ってきた。

しかし、今回の発生は春季であり、一部では露地作での発生が確認され、徐々に拡大傾向にあることから、今後、現在未発生の地域やこれから栽培が始まる作型への感染の拡大が懸念される。

県内でメロン、すいか、にがうりへの感染は未だ確認されていないが、今後感染の恐れが高いため、注意が必要である。

### 5 本病の特徴及び被害

本ウイルスは、ミナミキイロアザミウマによって永続的に媒介され、きゅうりだけでなくメロンやすいか、にがうり等多くのウリ科植物及び雑草にも感染する。

本病に感染すると、きゅうりでは葉にモザイクを生じたり、退緑あるいは黄化し、えそ斑点を生じたりする。また、感染株は生育が悪くなるため枯死する場合もある。

きゅうり果実の症状では、果実表面にモザイク症状を呈する。他県での事例では、収穫時に果実表面のモザイク症状が目立たなくても、収穫後1~2週間後には果実表面に顕在化し、著しく商品性が低下する事例や、ウイルスの強毒化により果実表面が侵され、収穫前に商品価値がなくなる事例も報告されている。

### 6 防除対策

根絶にあたっては、露地・雨よけ栽培における媒介昆虫の防除対策と、栽培圃場周辺の雑草対策、施設栽培への罹病株の持ち込み・媒介昆虫の侵入阻止及び施設外で媒介昆虫の生息が困難となる冬季の施設内の徹底防除を一体的に行う必要がある。

#### 育苗期の防除対策

- 1) 施設サイド及び谷部に0.4mm目合いの防虫ネットを設置するとともに、施設周囲に光反射資材(少なくとも70cm幅以上)を設置し、施設への媒介昆虫侵入を抑制する。
- 2) 青色粘着板等の捕虫板を施設内に大量に設置し、物理的防除を行うとともに、施設内除草を徹底し、媒介昆虫の発生を抑制する。

- 3) 本ウイルスは、きゅうりなどのウリ科作物だけでなく、周辺雑草にも感染するため、施設周囲の定期的な除草や抑草シートの設置、障壁作物等の設置により、施設外からの媒介昆虫の侵入を抑制する。
- 4) 土着天敵の発生を誘導するコンパニオンプラントを圃場周囲に作付けし、媒介昆虫の発生を抑制する。コンパニオンプラントには、障壁作物を兼ねるもの（ソルゴー等）を選定する。
- 5) 育苗業者（自家育苗を含む）は、育苗期の病害侵入を防ぐため、鉢上げ時から出荷までの粒剤施用を徹底する。
- 6) アザミウマの被害のない苗作りに努め、病気の発生が疑われる株は、出荷（定植）せずに廃棄する。

#### 露地・雨よけ栽培

- 1) 苗は、県内外を問わず病害発生地から導入しない。やむをえず導入する場合は、導入時に全ての苗でアザミウマの食害の有無を確認し、食害のあるものについては速やかに廃棄する。
- 2) 定植時に粒剤を施用し、生育初期の病害侵入を防止する。
- 3) 栽培期間を通して定期的な薬剤散布による徹底防除を実施し、媒介昆虫の低減を図る。
- 4) 露地栽培での病害虫の侵入阻止は困難であるため、育苗施設同様障壁作物やコンパニオンプラントの設置、栽培地周囲の定期的な除草等を実施し、媒介昆虫の侵入を極力抑制する。
- 5) 雨よけ栽培では、上記対策の他、防虫ネットや粘着板、紫外線カットフィルム等による侵入防止対策を行う。
- 6) 感染株を確認した場合は、速やかに罹病株を抜き取り、圃場外に持ち出し埋却処分するか、ビニール袋等に入れて完全に枯れるまで密封処理する。
- 7) 栽培を終了したら、媒介昆虫の防除を行った後抜根し、残さは適切に処分する。

#### 施設栽培

- 1) 苗は、雨よけ・露地栽培同様、未発生地から導入する。
- 2) 定植時に粒剤を施用し、生育初期の病害侵入を防止する。
- 3) 栽培期間中は、定期的な薬剤散布、天敵製剤の活用等により、媒介昆虫の徹底防除を行う。
- 4) 施設サイド及び谷部に0.4mm目合いの防虫ネットを設置するとともに、施設周囲に光反射資材（少なくとも70cm幅以上）や障壁作物を設置し、施設への媒介昆虫侵入を抑制する。
- 5) 施設内に粘着板を設置し、媒介昆虫を物理的に防除する。
- 6) 施設内及び圃場周囲の除草を徹底し、媒介昆虫の生息・増殖を抑制する。
- 7) 感染株を確認した場合は、速やかに罹病株を抜き取り、圃場外に持ち出し埋却処分するか、ビニール袋等に入れて完全に枯れるまで密封処理する。
- 8) 栽培終了時はハウスを密閉して2～3週間程度蒸し込みを行い、アザミウマが完全に死滅した後に残さを施設外に持ち出し処分し、アザミウマが施設外に移動しないようにする。

#### 7 その他

- 1) 農薬の散布にあたっては、感受性の低下を避けるために同一系統薬剤の連用は避け、異なる系統の薬剤のローテーション散布に努める。また、農薬容器のラベル表示の確認を十分に行い、農薬使用基準を遵守し、危被害防止に努める。
- 2) 防除薬剤等、その他の詳細については、病害虫防除・肥料検査センター、総合農業試験場生物環境部、西臼杵支庁・各農林振興局（各農業改良普及センター）等関係機関に照会する。

#### 《連絡先》

病害虫防除・肥料検査センター 壹岐  
 TEL : 0985-73-6670 Fax : 0985-73-7499  
 ホームページ : <http://www.jpnpn.ne.jp/miyazaki>  
 E-mail : [byogaichu-hiryo@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:byogaichu-hiryo@pref.miyazaki.lg.jp)